

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

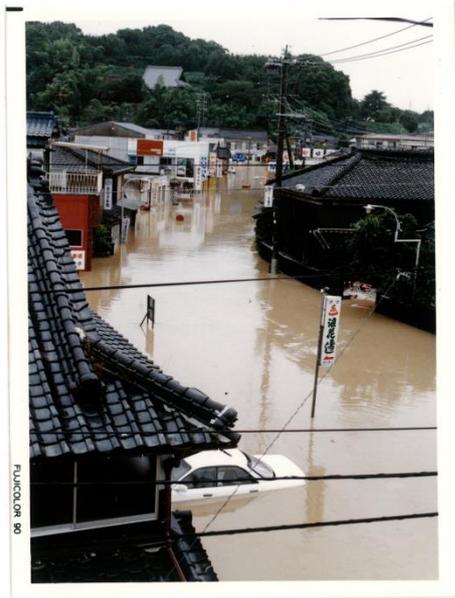


平成27年10月

嬉野市

目次

<u>はじめに</u>	1
<u>第1編 避難行動</u>	4
<u>5 避難勧告等の伝達方法</u>	5
<u>6 避難すべき区域</u>	7
<u>第2編 水害</u>	8
<u>第1 水害となる要因</u>	8
<u>2 川の氾濫</u>	8
<u>第2 塩田川</u>	8
<u>1 塩田川の特徴</u>	8
<u>2 施設の整備状況</u>	9
<u>3 塩田川で発生する災害の種類と警戒すべき区域</u>	9
<u>第3 鹿島川</u>	11
<u>1 鹿島川の特徴</u>	11
<u>2 施設の整備状況</u>	11



平成2年7月豪雨による被災状況

旧塩田町(現嬉野市役所塩田庁舎)前の国道498号を撮影

はじめに

嬉野市は、平成22年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、これまで避難勧告の判断に資してきた。

その後、東日本大震災、数十年に一度と言われる豪雨、これを要因とする大規模な土砂災害や水害、大型台風の接近等、人の生命を脅かす自然現象が増加してきた。

これに加え、避難準備情報・避難勧告・避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令しない、発令時期の遅延により多数の犠牲者を出してしまったケースも見られた。

本市では、平成18年の合併以降、これまで運よく大規模災害から免れているものの、一度豪雨等が発生すれば、水害や土砂災害に弱いという地形的弱点を有するが故に、大規模災害が発生する恐れが極めて高い。また、過去に避難勧告等の発令経験がなく、避難勧告等の発令時期の判断を誤れば、他県の例にもれず、多数の犠牲者を出すこととなり、市民の安全で安心な生活を根底から覆してしまう。

また、近年の災害状況の変化に伴う災害対策基本法の一部改正、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正、水防法の改正に加え、平成27年2月には、「嬉野市防災行政無線」が市内全域に整備された。

以上のことを踏まえ、これまで避難勧告等の判断に資してきた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を以下の点を柱として修正見直しを行った。

1 見直し点

- (1) 「避難」は、災害から命を守るための行動であることを改めて定義した。
- (2) 従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」のひとつとした。
- (3) 避難勧告等は、空振りを恐れず、早目に出すことを基本とした。
- (4) 洪水については、脅威となる対象河川を明確にすることとした。
- (5) 市が発令を判断する材料となる防災気象情報を具体的に示すこととした。
- (6) 市の防災体制の段階移行に関しても基本的な考え方を示すこととした。

(7) 避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について、助言を得る相手を対象情報を明確にした。

2 土砂災害防止法、水防法等の改正による見直し点

(1) 避難準備情報の活用

避難準備情報の段階から住民が自発的に避難を開始することを推奨した。

特に他の水害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、強く推奨することとした。

(2) 避難場所・避難行動

ア 避難勧告発令時に開設が完了していないという事態を極力避けるため自主防災組織等地域の防災関係者による指定避難所の開設を推奨することとした。

イ 土砂災害や水位周知河川については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市は、指定避難所の開設準備が完了していない時期でも躊躇なく避難勧告等を発令することとし、避難者は、指定避難所が開設されていない場合があり得ることに留意することとした。

ウ 災害が切迫した状況においては、緊急的な待機場所（近隣のより安全な場所、より安全な建物等への避難）への避難や屋内退避（屋内の安全な場所への移動）も避難手段の選択肢とすることとした。

(3) 土砂災害を対象とした避難勧告の発令

ア 土砂災害に対する避難勧告等を発令する地域を危険度に応じてできるだけ絞り込むため、地形、地域の実情に応じて避難勧告の発令単位として設定することを視野に入れた防災体制を構築する。

イ 土砂災害に関するメッシュ情報の活用を強調した。

(4) 水害を対象とした避難勧告等の発令

洪水については、規模・破堤地点別に避難勧告等の発令地域を予め検討しておくことを推奨した。

(5) 避難勧告等の情報伝達

ア 防災行政無線による緊急放送を行うことを推奨した。

イ 市民の自主的な防災行政無線個別受信機の設置について推奨することとした。

本マニュアルは、自然災害のうち、水害、土砂災害に伴う避難を扱うものとする。なお、本マニュアルの内容は、基本的事項である。必ずしもマニュアルに
しぼられることなく、市民の命を守ることが最も重要であるとの認識を持つ
ことが必要である。

第1編 避難行動

1 避難行動の考え方

避難行動は、数分から数時間後に起こるかも知れない災害から「命をまもるための行動」である。

- (1) 災害種別毎に命の脅威がある場所を特定すること
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとればよいかを明確にすること。
- (3) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること。

2 避難行動

以下の全ての行動を避難行動と定義する。

- (1) 指定避難所、指定緊急避難場所への移動
- (2) 自宅等から安全な場所への移動
(公園、親戚の家、友人・知人の家)
- (3) 近隣の高い建物、強度の強い建物への移動
- (4) 建物内の安全な場所への移動（自宅の1階から2階への移動等）

3 避難勧告等

(1) 避難準備情報

災害時に事態の推移によっては、避難勧告や避難指示を出すことが予想されるため、避難のための準備を事前に呼び掛けるもので、法令による根拠がない。

高齢者や障がい者等迅速に避難することが困難とされる方は、避難を開始し、避難支援等関係者等は、避難のための支援行動を開始する。

人的な被害が発生する可能性が高まった時に発令する。

(2) 避難勧告

災害対策基本法第 60 条に規定されており、市長が災害から住民等の命を守るために発令する避難のための立ち退きの勧告をいう。

人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況の時に発令する。

(3) 避難指示

災害対策基本法第 60 条に規定されており、市長が災害から住民等の命を守るために発令する避難のための立ち退きの指示で、急を要する場合に発令する。

既に人的被害が発生した状況のときに発令する。

避難勧告等が発令されても発令そのものには、強制力がない。命令ではないため、住民自体が自ら判断して避難行動を選択すべきものである。

4 指定避難所、指定緊急避難場所

(1) 指定避難所

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、予め市が指定した施設をいう。

(2) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、予め市が指定した施設・場所をいう。

5 避難勧告等の伝達方法

(1) 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等は、市が保有する次の手段を用いて伝達するとともに、できるだけ多くの手段を用いて実施するものとする。

次のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

<住民への伝達>

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防団車両による広報
- 自主防災組織（地区・コミュニティー）の会長・・・FAX、電話
- 市役所ホームページへの掲載
- NHK 佐賀放送局・サガテレビへの依頼・・・FAX
- NBC 佐賀放送局・エフエム佐賀への依頼・・・FAX
- ケーブルテレビへのテロップ放送の依頼・・・FAX

<避難行動要支援者・福祉関係機関への伝達>

- 避難行動要支援者への名簿登録者・・・FAX、携帯電話メール
- 避難行動要支援者の避難所となる福祉施設・・・FAX、電話

<防災関係機関への伝達>

- 消防団（団長・副団長・分団長）・・・電話、メール
- 消防団（団員）・・・部長を通じての電話、メール
- 佐賀県消防防災課及び河川砂防課・・・FAX、電話、一斉指令システム
- 鹿島警察署・・・FAX、電話
- 佐賀地方気象台・・・FAX、電話、メール
- 嬉野消防署・・・電話
- 杵藤地区消防本部・・・FAX、電話
- 杵藤土木事務所・・・FAX、電話
- 陸上自衛隊第4特科連隊・・・FAX、電話
- NHK 佐賀放送局・・・FAX
- 佐賀新聞社武雄支局・・・FAX
- 九州電力武雄支店・・・FAX、電話

※ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

6 避難すべき区域

「避難すべき区域」は、過去の災害による被害実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象であるため不測の事態等も想定される。

事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

避難すべき区域の特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形までは反映されていないことに十分留意すること。

第2編 水害

第1 水害の要因

1 堤防決壊（※破堤）による災害

(1) 浸食による堤防決壊

ア 堤防に長時間水が染み込むと、水が土中に通り道を作り穴が大きくなり、最終的に堤防の下側が崩れ、堤防が決壊する。

イ 川の水位が上昇し、流れが速くなり、堤防に力がかかり表面が削られ、護岸の強度が低下した部分から堤防が決壊する。

(2) 越水による堤防決壊（破堤）

堤防に長時間水が染み込み堤防の強度が低下する。川の水位が上昇し、越水が始まると強度が弱くなった堤防を越水が削り、最終的に土手を破壊する。

2 氾濫

(1) 外水氾濫

堤防の決壊、越水等により川から水が溢れ出ること。

(2) 内水氾濫

川からの水が溢れ出るのではなく、町や農地に降った雨がそのまま低地に溜まって溢れること。

※ 本マニュアルでは、意味が分かりやすい「堤防決壊」の用語を用いる

第2 塩田川

1 塩田川の特徴

(1) 大野原高原と虚空蔵山系に源を発する塩田川は、市の中央部を貫流し、有明海に注いでいる。同河川には国見岳を源とする吉田川や、八幡川、鍋野川など21河川が合流しているが、小河川のため流域面積が狭く、また、有明海の潮位変化により水位が大きく変動する河川である。

(2) 増水時と有明海の満潮との接合時が最も水位が上昇する。

2 施設の整備状況

- (1) 馬場下排水機場 (3.0 t / 秒) を設置
- (2) 大牟田排水機場 (6.0 t / 秒) を設置

3 塩田川で発生する災害の種類

(1) 想定される災害の種類

ア 堤防決壊による外水氾濫

堤防決壊による越水の場合、床上、床下浸水の他、激流となった場合には家屋・施設、孤立した人等押し流す。

イ 越水による外水氾濫等

堤防を越水した場合、地盤高の低い塩田地区に水が集中し、急激に水位が上昇し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

ウ 内水氾濫

川の水位が上昇し、雨水が川に流れ込まなくなって、地盤高の低い塩田地区に水が集中し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

(2) 警戒すべき区域

ア 外水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町
- ・ 嬉野市嬉野町下野地区
- ・ 嬉野市嬉野町式浪地区

の塩田川流域

- ・ 特に注意を要する区間

○ 重要水防箇所

唐泉橋付近（武雄側）水衝部である、八幡川と塩田川の合流箇所

○ 重要水防区間

嬉野市嬉野町式南橋から有明海までの両岸 約 13,500m

イ 内水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町（大字馬場下、大字五町田、大字久間）

4 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

■塩田川堤防決壊・越水氾濫

災害の程度	対象とする行政区	想定被害	備考
想定浸水深 50cm 未満	南下久間、北下久間、五町田第1～5、袋、宮ノ元、南上、南下、下野、式浪	床下浸水	うれしの特別支援学校を含む
想定浸水深 50cm 以上 1m 未満	南、美野辺田、宮ノ元畦川内、袋、真崎、大牟田、南下、南上、袋、下野	床上浸水	
想定浸水深 1 m 以上 2 m 未満	本谷、宮ノ元、塩田、南下久間、北下久間、五町田第1～5、袋、福富、真崎、大牟田、冬野、牛間田、町分、南、南上	平屋（1階部分） 水没	福祉施設である社会福祉法人済昭園を含む
想定浸水深 2 m 以上 5 m 未満	塩田、原町、下野辺田、布手、五町田第1、宮ノ元、冬野、牛間田	2階が水没家屋が損壊	塩田川直近の地区で水の破壊力が大きく、建物が流される可能性がある

■内水氾濫等

災害の程度	対象とする行政区	想定被害	備考
想定浸水深 50 cm 程度以上	真崎、大牟田、五代、塩吹、南下久間	床下浸水 床上浸水 道路冠水	関連する排水機場（馬場下、大牟田排水機場）
想定浸水深 2m程度以上	塩田、原町、下野辺田、布手、町分、宮ノ元、冬野、牛間田	平屋（1階部分） 水没道路冠水	関連する排水機場（馬場下、大牟田排水機場）

第3 鹿島川

1 鹿島川の特性

- (1) 鹿島琴路岳に水源を発する。小河川のため流域面積が狭く、また、有明海の潮位変化により水位が大きく変動する河川である。
- (2) 増水時と有明海の満潮との接合時が最も水位が上昇し危険である。

2 施設の整備状況

- (1) 河川全域の河川改修が完了している。
- (2) 三ヶ崎排水機場 (5.0 t / 秒) を設置
- (3) 下童排水機場 (6.2 t / 秒) を設置

3 鹿島川で発生する災害の種類と警戒すべき区域

(1) 想定される災害の種類

ア 堤防決壊による外水氾濫

堤防決壊による越水の場合、床上、床下浸水の他、激流となった場合には家屋・施設、孤立した人等押し流す。

イ 越水による外水氾濫等

堤防を越水した場合、地盤高の低い三ヶ崎地区に水が集中し、急激に水位が上昇し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

ウ 内水氾濫

川の水位が上昇し、雨水が川に流れ込まなくなって、地盤高の低い塩田地区に水が集中し、床下床上浸水等の災害をもたらす。

(2) 警戒すべき区域

ア 外水氾濫

- ・ 嬉野市塩田町福富地区
- ・ 嬉野市塩田町三ヶ崎地区
- ・ 嬉野市塩田町下童地区

の鹿島川流域

- ・ 特に注意を要する区間

○ 重要水防箇所

元禄橋から有明海までの両岸 約 2,000m

○ 重要水防区間

嬉野市嬉野町式南橋から有明海までの兩岸 約 13,500m

イ 内水氾濫

・嬉野市塩田町（大字馬場下、大字五町田、大字久間）

■ 鹿島川堤防決壊・越水氾濫

災害の程度	対象とする行政区	想定被害	備考
想定浸水深 50cm 未満	三ヶ崎	床下浸水	
想定浸水深 50cm 以上 1 m 未満	三ヶ崎、福富	床上浸水	道路冠水
想定浸水深 1 m 以上 2 m 未満	下童	平屋水没	道路冠水

■ 内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50 cm 程度以 上	三ヶ崎、下童、福富、 真崎、大牟田	床下浸水 床上浸水	道路冠水

第4 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることを考慮し、関係機関と情報交換を密に行いつつ、河川上流部、暴風域の接近、近隣の災害等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常等、自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

1 塩田川の堤防決壊・越水氾濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

河川名	塩田川 水位観測所：塩田橋水位観測地点
重点対象地区	塩田、町分、原町、下野辺田、布手、五町田第1～5、宮ノ元
対象地区	冬野、牛間田、南志田、本谷、南下久間、北下久間、袋、福富、真崎、大牟田、三ヶ崎、下童、南、美野辺田、南下、南上、下野、式浪
避難準備（要援護者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団待機水位（4.06m）に到達し、雨量情報等により、1時間後に避難判断水位（4.52m）に到達すると見込まれる場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難判断水位（4.52m）に到達し、雨量情報等により、1時間後にはん濫危険水位（5.44m）に到達すると見込まれる場合 ・ 河川管理施設の異常（漏水等の堤防決壊につながるおそれのある被災等）を確認した場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ はん濫危険水位（5.44m）に到達し、かつ、雨量情報等により、水位がさらに上昇し、越水・破堤の発生が見込まれる場合 ・ 堤防の決壊を確認した場合 ・ 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合

2 鹿島川破堤・越水氾濫

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	鹿島川 水位観測所：組知橋水位観測地点
対象地区	福富、真崎、大牟田、三ヶ崎、下童、冬野、牛間田、南志田、本谷、南下久間、北下久間、袋、南、美野辺田、南下、南上、下野、式浪
避難準備 (要援護者 避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> はん濫注意水位 (3.50m) に到達し、雨量情報等により、1 時間後に避難判断水位 (4.10m) に到達すると見込まれる場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位 (4.10m) に到達し、雨量情報等により、1 時間後にはん濫危険水位 (4.80m) に到達すると見込まれる場合 河川管理施設の異常 (漏水等破堤につながるおそれのある被災等) を確認した場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> はん濫危険水位 (4.80m) に到達し、かつ、今後の雨量情報等により、水位がさらに上昇し、越水・破堤の発生が見込まれる場合 堤防の決壊を確認した場合 河川管理施設の大規模異常 (堤防本体の亀裂、大規模漏水等) を確認した場合

3 内水氾濫・溜め池破堤等

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	塩田川、鹿島川
対象地区	塩田、町分、原町、下野辺田、布手、五町田第1～5、宮ノ元
避難準備 (要援護者 避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨当市において1時間で40ミリ又は3時間で100ミリの雨量を観測し、雨量情報等により、さらに降雨が継続すると見込まれる場合 ・ 対象地区近隣において床下浸水や道路冠水が見込まれる場合 ・ 溜め池が満水し、かつ、雨量情報等により更に水位の上昇が見込まれる場合 ・ 溜め池の管理施設の異常(漏水等決壊につながるおそれのある被災等)を確認
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区近隣において床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において1時間で70ミリ又は3時間で150ミリの雨量を観測し、さらに雨量情報等により、降雨が継続すると見込まれる場合 ・ 対象地区近隣において床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ・ 溜め池の管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・ 大河川に排水する内水排水ポンプ運転停止水位に達することが見込まれる
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地区の近隣において床上浸水が発生し、かつ、雨量情報等によりさらに被害の拡大が見込まれる場合 ・ 対象地区の近隣において床上浸水が発生した場合 ・ 大河川に排水する内水排水ポンプが運転停止した場合

4 雨量等に関する情報の入手先

電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀地方気象台 0952-32-7027 ・ 佐賀県消防防災課 0952-25-7026 ・ 杵藤土木事務所 0954-22-4184
WEB サイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省ホームページ→ →防災情報提供センター若しくは川の防災情報 ・ 気象庁ホームページ ・ 佐賀県ホームページ→くらしと教育 →防災・安全 ・ 嬉野市ホームページ→防災情報
排水ポンプ運 転状況	嬉野市産業建設部農林課 0954-66-3111

1. 避難勧告等の伝達方法

1) 避難勧告等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する

＜避難準備情報の伝達文（住民あて）の例＞

例 1

こちらは、嬉野市災害対策本部（災害対策連絡室）です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。ご高齢の方や避難に時間がかかる方は、直ちに自主避難を開始してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

例 2

こちらは、嬉野市災害対策本部（災害対策連絡室）です。ただ今、○時○分に○○地区、○○地区に対して避難準備情報を出しました。

昨日からの大雨により、○○時間後には塩田川（鹿島川）の水位が危険水位に達するおそれがあります。ご高齢の方や避難に時間がかかる方は、直ちに自主避難をお願いします。

また、避難される場合は、できるだけ近所の方にも声をかけていただきます様ご協力お願いいたします。

<避難勧告の伝達文（市民あて）の例>

例 1

こちらは、嬉野市長です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難勧告を発令いたしました。今後さらに強い豪雨が降り続き、○○川の水位が危険氾濫水位に達するおそれがあります。安全な場所への避難を開始してください。市が指定避難場所として開設している場所は、○○小学校体育館、○○中学校体育館、○○文化センターです。

なお、○○地区から○○地区に通じる県道○○号線と市道は道路冠水につき通行ができません。

例 2

こちらは、嬉野市長です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難勧告を発令いたしました。昨夜からの大雨により、○○時間後は塩田川（鹿島川）の水位が危険水位に達し、堤防が決壊するおそれがあります。安全な場所への避難を開始してください。避難される場合は、できるだけ近所の方にも声をかけていただきます様ご協力お願いいたします。

市が指定避難場所として開設している場所は、○○小学校体育館、○○中学校体育館、○○文化センターです。

なお、○○地区から○○地区に通じる県道○○号線と市道は道路冠水につき通行ができません。

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

例1

こちらは、嬉野市長です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令いたしました。

〇〇川の堤防が決壊し、〇〇地区へと激流が流れ込んでいます。大変危険な状況です。急いで避難を開始してください。

避難場所は、〇〇高校です。急いで避難を開始してください。

自宅から逃げることができない場合は、2階に上がるなど命を守る行動に移ってください。

なお、〇〇地区から〇〇地区に通じる市道〇号線は、道路冠水のため通行できません。

例2

こちらは、嬉野市長です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区と〇〇地区に対して避難指示を発令いたしました。

指定避難場所は〇〇高校です。危険な場所を避けてすぐ逃げてください。

て／塩田川（鹿島川）が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに『 』への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

2)避難勧告等の伝達手段・伝達式

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する

<住民への伝達>

- 防災行政無線（同報系）
- 広報車・消防団車両による広報
- 自主防災組織（地区・コミュニティー）の会長・・・FAX、電話
- 市役所ホームページへの掲載
- NHK 佐賀放送局・サガテレビへの依頼・・・FAX
- NBC 佐賀放送局・エフエム佐賀への依頼・・・FAX

<災害時要援護者・福祉関係機関への伝達>

- 支援者の事前登録者・・・FAX、電話
- 災害時要援護者の事前登録者・・・FAX、携帯電話メール
- 災害時要援護者の避難所となる施設・・・FAX、電話

<防災関係機関への伝達>

- 消防団（団長・副団長・分団長）・・・電話、メール
- 消防団（団員）・・・部長を通じての電話、メール
- 佐賀県消防防災課及び河川砂防課・・・FAX、電話、一斉指令システム
- 鹿島警察署・・・FAX、電話
- 杵藤地区消防本部・・・FAX、電話
- 鹿島土木事務所・・・FAX、電話
- 陸上自衛隊第4特科連隊・・・FAX、電話
- NHK佐賀放送局・・・FAX
- 佐賀新聞社武雄支局・・・FAX
- 九州電力武雄支店・・・FAX、電話
- 佐賀地方気象庁・・・FAX、電話

第2編 土砂災害

1. 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

1)土砂災害発生のおそれがある溪流や斜面の数（土砂災害危険箇所の数）

- ・土石流危険溪流Ⅰ 168箇所
- 土石流危険溪流Ⅱ 107箇所
- 土石流危険溪流Ⅲ 5箇所
- （うち土砂災害警戒区域指定あり 0箇所）
- （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0箇所）
- ・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 134箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 368箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 2箇所
- （うち土砂災害警戒区域指定あり 0箇所）
- （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0箇所）
- ・地すべり危険箇所 25箇所
- （うち土砂災害危険区域指定あり 0箇所）
- （うち土砂災害特別警戒区域指定あり 0箇所）

2)土砂災害発生のおそれがある溪流や斜面の分布

- ・嬉野町（吉田、下野、井手川内、下吉田、不動山地区）、には、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く過去にも土砂災害が発生している。
- ・嬉野町俵坂（国道34号）の急傾斜地崩壊危険箇所では平成2年集中豪雨で土砂災害が発生している。
- ・塩田町（石垣地区）では、過去に急傾斜地崩壊危険箇所が崩壊し、人災被害が発生している。

3)土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の災害実績では、総雨量500mmを超えたり、時間雨量70mmを超える」と土砂災害が多発する傾向あり

図 警戒すべき区間・箇所（土砂災害）

（土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は嬉野町、塩田町の土砂災害危険箇所マップを参照）

2. 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は3. の情報の入手先を参照）。
- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象による不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- ・「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

避難区域（避難勧告等の発令単位）	対象地区（土砂災害危険箇所単位）	災害の様相	備考
嬉野町大字吉田	吉田全地区	土石流、地すべり、崖崩れ	
嬉野町大字下野	井手川内	地すべり	
	下吉田	土石流、地すべり、崖崩れ	
	下野	土石流、地すべり、崖崩れ	
嬉野町大字岩屋川内	上岩屋、下岩屋1～3区	土石流、地すべり、崖崩れ	
嬉野町大字不動山	不動山全地区	崖崩れ、地すべり 土石流	

嬉野町大字下宿	湯野田、内野内野山、下宿	崖崩れ	嬉野温泉病院あり 嬉野医療センターあり 特老「うれしの」あり
塩田町大字谷所	下童、鳥坂、平山、永石、山口、鳥越、石垣、茂手、殿ノ木庭	土石流、崖崩れ	
塩田町大字大草野	南上、南下、万才、角ノ谷、大草野辺田、五代、長谷	土石流、地すべり、崖崩れ	
塩田町大字馬場下	本谷、宮ノ元下野辺田	土石流、地すべり、崖崩れ	
塩田町大字久間	中久間、西山、光武	地すべり	

3. 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先は下表欄外の情報の入手先を参照）。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあること
から、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆気象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆気象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	嬉野町（大字吉田、大字下野、大字岩屋川内、大字不動山、大字下宿）塩田町（大字谷所、大字大草野、大字馬場下、大字久間）
対象地区	大字吉田（全地区）、大字下野（井手川内、下吉田、下野）、大字岩屋川内（上岩屋、下岩屋1～3区）、大字不動山（全地区）、大字下宿（湯野田、内野内野山、下宿）、大字谷所（下童、鳥坂、平山、永石、山口、鳥越、石垣、茂手、殿ノ木庭）、大字大草野（南上、南下、万才、角ノ谷、大草野辺田、五代、長谷）、大字馬場下（本谷、宮ノ元、下野辺田）、大字久間（中久間、西山、光武）
避難準備 （要援護者 避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県土砂災害警戒情報が発令された場合 ・ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）の発見した場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が継続し、かつ、降雨の状況により人的被害の発生するおそれがある場合 ・ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が継続し、かつ、降雨の状況により、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・ 近隣で土砂災害が発生 ・ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見した場合

情報の入手先

- ① 気象警報等：佐賀地方気象台（TEL0952-32-7027）
- ② 降雨指数値：佐賀県消防砂防課（TEL0952-25-7161）
佐賀県杵藤土木事務所（TEL0954-63-3221）
佐賀地方気象台（TEL0952-32-7027）
- ③ 雨量情報：佐賀地方気象台（TEL0952-32-7027）
国交省 WEB サイト 川の防災情報

③ WEB サイト

- ・ 国土交通省ホームページ→防災情報提供センター又は、川の

防災情報

- ・ 気象庁ホームページ
 - ・ 佐賀県ホームページ→くらしと教育→防災・安全・防災
- ④ 排水ポンプの運転状況：嬉野市役所産業建設部農林課
(TEL0954-66-3111)
- ⑥ 土砂災害危険度情報：嬉野市防災 WEB

4. 避難勧告等の伝達方法

第1編水害編の4. を参照のこと。